

○国土交通省告示第四百八十四号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第二十四条第三項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者が点呼等において用いるアルコール検知器を定める告示を次のように定める。

平成二十二年四月三十日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣 長妻 昭

旅客自動車運送事業者が点呼等において用いるアルコール検知器を定める告示

旅客自動車運送事業運輸規則第二十四条第三項の告示で定めるアルコール検知器は、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器とする。

附 則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。